

空き家の利活用事業に関する協定書

申請者が定住を目的に賃貸借した下記物件について、美波町定住促進対策条例（平成18年美波町条例第14号）の定めに基づく定住・交流を目的とする空家の有効利活用事業を申請するにあたり、申請者と美波町は以下の協定を締結する。

物件の所在地
構造等
所有者 住所
氏名

協定事項

1. 事業の目的は、空家を改修し有効活用することによる定住人口の増加であり、この目的を変更して当該物件を利用する場合は、速やかに町に報告するものとする。
2. 定住用に活用する場合にあっては、入居者の氏名及び家族構成等を町に報告する。
3. 定住、交流の如何にかかわらず事業完了から5年以上の期間利活用するものとし、正当な理由がないにもかかわらず長期間利活用が無いか又は利活用を放棄した場合、その他条例等に違反したときは、補助金を返還するものとする。この場合の返還額は、規則に定めるところにより算出するものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

美波町長 影治信良